

<別紙1>

介護老人保健施設えんれい荘のご案内

(令和6年8月1日現在)

1. 施設概要

(1) 施設の名称等

- ・施設名 介護老人保健施設えんれい荘
- ・開設年月日 平成31年1月1日
- ・所在地 北海道阿寒郡鶴居村字雪裡原野北22線西11番地
- ・電話、ファックス (0154)-64-2126 , (0154)-64-2669
- ・管理者名 井手 篤史
- ・介護保険指定番号 0154380042号

(2) 介護老人保健施設の目的と運営方針

介護老人保健施設は、看護、医学的管理の下での介護やリハビリテーション、その他必要な医療と日常生活上のお世話などの介護保健施設サービスを提供することで、入所者の能力に応じた日常生活を営むことができるようにし、1日でも早く家庭での生活に戻ることができるように支援することを目的とした施設です。

「介護老人保健施設の運営方針」

当施設では、利用者の有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、施設サービス計画に基づいて、医学的管理の下におけるリハビリテーション、看護、介護、その他日常的に必要とされる医療並びに日常生活上の世話をを行い、居宅における生活への復帰を目指します。また、明るく家庭的な雰囲気を重視し、利用者が「にこやか」で「個性豊かに」過ごすことができるようサービス提供に努め、懇切丁寧を旨とします。

(3) 施設の職員体制

管理者	1人
医師	1人以上（管理者を含む）
看護職員	10人以上
介護職員	24人以上
支援相談員	1人以上
理学療法士・作業療法士	1人以上
管理栄養士・栄養士	1人以上
介護支援専門員	1人以上
その他、事務員、調理員	実情に応じた適当数

(4) 入所定員等 ・定員100名（うち認知症専門棟 40名）

- ・療養室 個室5室、2人室4室、3人室1室、4人室21室

## 2. サービス内容

- ①施設サービス計画の立案
- ②短期入所療養介護計画の立案
- ③介護予防短期入所療養介護計画の立案
- ④食事（食事は原則として食堂でおとりいただきます。）
  - 朝食 8時00分～ 9時00分
  - 昼食 12時00分～13時00分
  - 夕食 17時00分～18時00分
- ⑤入浴（一般浴槽のほか入浴に介助を要する利用者には特別浴槽で対応します。入所利用者は、週に最低2回ご利用いただきます。ただし、利用者の身体の状態に応じて清拭となる場合があります。）
- ⑥医学的管理・看護
- ⑦介護
- ⑧リハビリテーション
- ⑨相談援助サービス
- ⑩栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理
- ⑪理美容サービス
- ⑫行政手続き代行
- ⑬その他

＊これらのサービスのなかには、利用者の方から基本料金とは別に利用料金をいただくものもありますので、具体的にご相談ください。

## 3. 協力医療機関等

当施設では、下記の医療機関・歯科医療機関に協力いただいています。

### （協力医療機関）

名 称 村立鶴居診療所  
住 所 北海道阿寒郡鶴居村鶴居東5丁目3番地

名 称 釧路赤十字病院  
住 所 北海道釧路市新栄町21番14号

### （協力歯科医療機関）

名 称 鶴居歯科診療所  
住 所 北海道阿寒郡鶴居村鶴居東4-54

◇緊急時の連絡先

緊急の場合には、「同意書」にご記入いただいた連絡先に連絡します。

4. 施設利用に当たっての留意事項

\* 面会

- ・面会の際は所定の用紙に記入し提出して下さい。
- ・面会は予約制となります。

\* 外出・外泊

- ・外出及び外泊時は外出、外泊先、用件、施設への帰着する予定日時などをサービスステーションに届け出て下さい。
- ・外出については特に制限はございませんが、外泊は1ヶ月最大7日までとなっております(7泊8日)。
- ・外泊などにより精神的に安定される方がとても多いのでできる限りご協力お願いします。

\* 外泊時など施設外での受診

- ・受診せざるを得ない場合は必ず施設にご連絡下さい。

\* 喫煙・飲酒

- ・施設内は全面禁煙です。また、飲酒はお断りします。

\* 火気の取り扱い

- ・火気類は持ち込み禁止です。

\* 設備・備品の利用

- ・施設内の居室や設備、器具は本来の用法に従ってご利用下さい。これに反したご利用により破損が生じた場合、弁償していただくことがあります。

\* 所持品・備品の持ち込み

- ・最低限の物のみとし刃物類(針・ナイフ・ハサミなど)及び施設が危険と判断した物に関しては持ち込みをご遠慮下さい。(針とハサミはサービスステーションにて貸し出しします)

\* 金銭・貴重品の管理

- ・多額な現金、貴重品等の持参はご遠慮願います。お小遣いは事務にてお預かりします

\* ペットの持ち込み

- ・多くの方に安心して療養生活を送っていただくため、ペットの持ち込みはご遠慮下さい。

\* 持ち物などの点検

- ・食中毒等の事故防止の観点から床頭台等をご本人、ご家族の同意なく点検させて頂く場合があります。

## 5. 非常災害対策

消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、また、消防法第8条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行います。

## 6. 業務継続計画の策定等

感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する介護保健施設サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとします。

## 7. 事故発生の防止及び発生時の対応

安全かつ適切に、質の高い介護・医療サービスを提供するために、事故発生の防止のための指針（別添）を定め、介護・医療事故を防止するための体制を整備します。また、サービス提供等に事故が発生した場合、当施設は、利用者に対し必要な措置を行います。

## 8. 禁止事項

当施設では、多くの方に安心して療養生活を送っていただくために、利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止します。

## 9. 苦情申立窓口

(1) 当施設のサービス等についての要望又は苦情等がございましたら、下記の当施設の担当者又は関係機関にご相談下さい。

・介護老人保健施設えんれい荘

(担当者) 事務長 浅野 孝紀

支援相談員 山本 剛、藤澤 仁美

(電話番号) 0154-64-2126

(FAX) 0154-64-2669

・鶴居村役場保健福祉課介護保険係

(電話番号) 0154-64-2116

・北海道国民健康保険団体連合会

(電話番号) 011-231-5161

(2) 苦情対応の手順

### ①苦情の受付

・苦情があった場合は、苦情にあったサービスに係る責任者と担当者が利用者や家族の方から詳しい事情を聞き、苦情の内容を正確に把握します。

・他の機関からのサービス改善の要請等を受けたときも同様に扱います。

②管理者報告

- ・苦情内容の報告を施設長に報告します。

③事実関係及び問題点の把握

- ・サービス提供時の状況を調査し苦情の事実関係を把握します。
- ・管理者へ事実関係等の報告。
- ・利用者等へ苦情を解決するため対応を協議します。(必要があれば「苦情対応委員会」の招集)

④苦情申し立て人へ報告

- ・苦情申立人と利用者に事実関係の調査内容を報告します。

⑤対応方法の説明及び実施

- ・苦情を解決するためのサービス改善のための対応を利用者に説明します。
- ・同意を得られたら改善内容に従ってサービスの提供を行います。

⑥改善状況の点検と確認

- ・苦情に関する対応後、改善状況を点検、確認を行います。

⑦苦情解決結果の記録と報告

- ・苦情解決や改善を重ねることにより、サービスの質が高まり、運営の適正化が確保されるので経過と結果についての記録を書面にて保存します。

10. その他

当施設についての詳細は、パンフレットを用意してありますので、ご請求下さい。